
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は、全員の 7 人です。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 1 「委員会報告」
議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。
大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和 7 年下川町議会定例会 12 月定例会議の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。
本日は、今定例会議最終日の追加提案予定事項について審議を行いました。
町長提案の追加件数は 3 件で、内容は補正予算 3 件でありました。
議会提案の追加件数は 6 件で、内容は、委員会報告 1 件、委員会審査報告 3 件、意見書 1 件、議長発議 1 件であります。
次に、提案議案等の審議要領等についてであります。町長提出案件 3 件、議会提案 6 件、合わせて 9 件につきましては、いずれも本会議において審議、報告を行うことにいたしました。
以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で委員会報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 2 議案第 33 号「下川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」、及び日程第 3 議案第 42 号「下川町認定こども園条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。
本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 33 号 下川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例、及び議案第 42 号 下川町認定こども園条例の一部を改正する条例については、関連がありますので、委員会における審査の経過と結果について一括して報告します。
審査に当たり、保健福祉課長などから、議案、説明資料等により条例の説明を受けました。その主な審査内容について報告します。
主な内容は、議案第 33 号については、「こども誰でも通園制度」の実施に当たり、乳児等通園支援を行う保育事業者に対し、国の基準に準じた特定乳児等通園支援事業の運営基準を新規に定めるものであり、議案第 42 号については、下川町認定こども園がこの

保育事業者となるため、条例において必要な改正を行うものです。

施行期日は、両議案ともに令和8年4月1日です。

委員からの質疑では、「どのような制度になるのか」に対し、「特定乳児等通園支援については、0歳6か月からの受け入れを可能としており、保護者との面談を経て、認定後に保育サービスを開始することになる。面談により基準に満たされた状態であるかを確認するとともに、保護者についても心身の状態等を確認することになる。」

「導入に当たり、保育現場ではどのような話し合いがされたか」に対し、「認定こども園の入園の受け入れや一時保育の受け入れは0歳8か月からとしていたが、認定こども園でも通園制度による国が定める対象者と同じく0歳6か月から受け入れることとした。保育が2か月早まることは、誤飲などの事故のリスクが高まるが、町の出生状況や制度を踏まえ、保護者に役立つサービスを行いたいと保育士からも前向きな意見があった。また、リスクについても預かる状況を想定して話し合いをしている。」

「一時保育の料金変更はどのようになったか」に対し、「下川町認定こども園の一時保育料は開設時から据え置いてきていたが、サービス提供に係る経費が増加していることから、4時間以内の利用料の設定から1時間単位に変更した。短時間の保育であれば負担が軽くなる場合がある。また、4時間を超える保育については、1時間増すごとの100円は据え置く。」との答弁がありました。

委員からは、「認定こども園の受け入れ要件が0歳8か月から「こども誰でも通園制度」の導入によって0歳6か月まで拡大する。保育士の伴うリスクや業務の負担増加を考えると大きな決断だったと思われる。前向きな姿勢で取り組むとした現場の判断については高く評価したい。」などの意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、両議案とも原案どおり可決すべきものと決したところであります。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありました。これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入りますので、議案番号を指定の上、お願いします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 33 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 33 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 42 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 4 議案第 36 号「下川町職員等の旅費に関する条例及び下川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 36 号 下川町職員等の旅費に関する条例及び下川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、総務企画課長などから、議案、説明資料等により条例の一部改正について説明を受けました。その主な審査内容について報告します。

主な改正内容は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、宿泊料、日当、車賃等所要の改正を行うものです。

施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日です。

委員からの質疑では、「遠方の日帰り出張の頻度は」に対し、「1 課につき年間 10 から 20 回程度になると思う。旭川市についてはもっと多いと思われる。」

「下川町独自の改正部分はあるのか」に対し、「おおむね国の改正に準拠しているが、下川町独自の部分もある。宿泊日当については定額で支給することにした。」

「日帰り出張で定時外の業務は時間外手当が支給されるのか」に対し、「移動時間により定時を越えた場合でも、時間外手当は今までも支給していない。前泊、後泊を促すことで職員の身体的な負担がないように配慮していきたい。」との答弁がありました。

委員からは、「国家公務員等の旅費におおむね準拠しているが、下川町独自の部分もあるので、日帰り出張の日当の廃止については、職員等の身体的な負担を考えると疑問がある。」、「国家公務員等の旅費に準拠することには理解ができる。結果として全体的な増額はされている。宿泊日当についても整理されて定額支給となった。日帰り出張の日当は廃止されたが、タクシーやレンタカーなどの経費が新設されており、容認できる内容になっている。」などの意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は賛成多数により、原案どおり可決すべきものと決したところであります。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告とします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番 大西 功 議員。

○5番（大西 功君） 議案第36号 下川町職員等の旅費に関する条例及び下川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、本町においても日当の支給を廃止し、実費精算を基本とする内容であります。しかしながら、本町固有の地理的・気候的条件を考慮したとき、国に準拠した改正を行うことは、現場で公務に従事する職員の負担を軽視するものであり、到底容認できません。

本町から上川総合振興局のある旭川市、あるいは札幌市等へ出張は、都市部とは比較にならない身体的・精神的負担を伴います。特に冬期間は、路面は凍結し、視界不良となる雪道を公用車で長時間運転することは、単なる移動ではなく、極めて神経をすり減らす業務です。国家公務員のような「公共交通機関が発達した都市間移動」を前提とした制度設計を、そのまま本町に当てはめることには無理があると考えます。また、公共交通機関を利用する場合においても、バスとJRの乗り継ぎが必要であり、待ち時間を含めた拘束時間は膨大なものとなります。

であるならば、冬期間の特殊性や移動の困難さを考慮した「下川町独自の旅費」を今一度検討すべきです。日当を存続させる、季節に応じた手当を新設するなど、職員の負担に寄り添った改正が必要だと思えます。

職員が安心して出張業務に励める環境を守るため、改正案には反対いたします。議員各位の賢明な御判断をお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
4番 中田豪之助 議員。

○4番（中田豪之助君） 議案第36号について、賛成の立場から意見を述べます。
委員会審査の際に、担当側からの説明では「上川中部は日帰り日当を廃止」という説明がありましたが、下川町とは地理的条件が異なるため、同列に扱うのは疑問が残ります。

しかし、前泊及び後泊を積極的に活用することで、職員の負担を軽減するという説明がありました。

今後、前泊及び後泊を取りにくい雰囲気排除しつつ、トータルで職員の処遇改善、負担軽減につながると考え、私は賛成の立場で討論をいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第36号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 起立多数です。

したがって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第5 議案第49号「令和7年度下川町一般会計補正予算（第7号）」、日程第6 議案第50号「令和7年度下川町下水道事業会計補正予算（第4号）」、及び日程第7 議案第51号「令和7年度下川町簡易水道事業会計補正予算（第4号）」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 49 号 令和 7 年度下川町一般会計補正予算（第 7 号）、議案第 50 号 令和 7 年度下川町下水道事業会計補正予算（第 4 号）、及び議案第 51 号 令和 7 年度下川町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）につきましては、関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、国の令和 7 年度補正予算が令和 7 年 12 月 16 日に成立し、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、重点支援地方交付金及び子育て応援手当が追加され、これらに伴う補正予算を計上するものであります。

まず、一般会計につきましては、第 7 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 1 億 126 万 1,000 円を追加し、総額を 62 億 6,265 万 7,000 円とするものであります。

補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、全世帯を対象に一人当たり 2 万 5,000 円分の商品券を支給する「物価高騰対策支援事業」に係る経費を、民生費では、子育て世帯を対象に子供一人当たり 2 万円を支給する「物価高対応子育て応援手当支給事業」に係る経費を、商工労働費では、プレミアム率 30%付きの商品券を販売する「スーパープレミアム付商品券事業」に係る経費を計上しております。

衛生費、農林業費、土木費では、水道使用料、下水道使用料などを 1 か月分減免するための経費を計上しております。

なお、これらの財源としまして、国庫支出金、繰入金をそれぞれ計上しております。

次に、第 2 条の繰越明許費補正につきましては、「物価高騰対策支援事業」及び「スーパープレミアム付商品券事業」において、商品券の利用が 3 月末までに完了しないこと、また、「物価高対応子育て応援手当支給事業」において、3 月末までに全ての給付が間に合わない場合があることから、それぞれ繰越明許費として予算に定め、執行するものであります。

次に、下水道事業会計につきましては、第 4 回目の補正予算でありまして、収益的収入の総額に変更はありませんが、収益的収入の中で補正を行うものであります。

補正の概要を申し上げますと、営業収益において、下水道使用料及び個別排水処理施設使用料を 1 か月分減免するため、営業収益を減額計上し、営業外収益において、下水道使用料等の減収分を補填するため、一般会計補助金を増額計上するものであります。

次に、簡易水道事業会計につきましては、第 4 回目の補正予算でありまして、収益的収入において 8 万 5,000 円を追加し、総額を 1 億 366 万 1,000 円とするほか、収益的支出において 8 万 5,000 円を追加し、総額を 2 億 8,117 万 7,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、営業収益において、水道使用料を 1 か月分減免するため、営業収益を減額計上し、営業外収益において、水道使用料の減収分などを補填するため、一般会計補助金を増額計上するものであります。

営業費用では、水道システムにおいて料金を減免するための手数料を増額計上するものであります。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 山本敏夫 総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、関連がございますことから、議案第 49 号説明資料「一般会計補正予算」から議案第 51 号説明資料「簡易水道事業会計補正予算」について、一括して御説明をさせていただきます。

まず、一般会計でございますけど、補正の要因につきましては、物価高騰対策による補正でございます。

歳出の補正の内容につきましては、総務費、物価高騰対策支援事業 7,173 万 3,000 円の増額でございます。1 月 1 日現在を基準日といたしまして、全世帯一人当たり 2 万 5,000 円分の地域商品券を支給するものでございまして、約 2,780 人分を計上してございます。

続きまして、2 ページでございます。

民生費、物価高対応子育て応援手当支給事業 710 万円の増額でございます。対象世帯につきましては、12 月末現在を基準といたしまして、児童手当支給対象児童（0 歳から高校 3 年生まで）の子供を養育している世帯、子供一人当たり 2 万円を支給するものでございます。予算の計上では 350 人分を計上させていただいてございます。

次に、衛生費、簡易水道事業操出金 618 万 5,000 円でございます。1 月に請求する水道使用料 1 か月分を減免するものでございます。

続きまして、3 ページでございます。

農林業費、営農飲雑用水施設維持管理事業 42 万 3,000 円の増額でございます。水道使用料 1 か月分に相当する額を支援するものでございまして、営農飲雑用水施設利用組合 7 組合に対して支援を行うものでございます。

次に、商工労働費、スーパープレミアム付商品券事業 1,322 万円の増額でございます。

プレミアム率 30%付きの商品券で、1 セット 5,000 円、8,000 セットを発行するものでございます。

続きまして、4 ページでございます。

土木費、下水道事業操出金 260 万円の増額でございます。こちらも 1 月に請求する下水道使用料及び個別排水施設使用料 1 か月分を減免するものでございます。

次に、歳入の補正の内容につきましては、国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 8,840 万 3,000 円の増額でございます。うち食料品特別加算分が 1,212 万 7,000 円となっております。

次に、物価高対応子育て応援手当支給事業補助金 710 万円でございます。

繰入金、財政調整積立基金繰入金、財源調整でございますけれども 575 万 8,000 円でございます。

続きまして、議案第 50 号、下水道事業会計の補正予算でございます。

こちらにつきましても、物価高騰対策による補正でございます。収益的収入及び支出、収入補正内容につきましては、営業収益、下水道使用料 260 万円の減額に対しまして、営業外収益で他会計補助金 260 万円の計上でございます。

続きまして、議案第 51 号、簡易水道事業会計補正予算でございます。こちらも補正の要因につきましては、物価高騰対策による補正でございます。収益的収入及び支出で

収入補正内容でございますけれども、営業収益、給水収益で 610 万円の減額、営業外収益、他会計補助金で 618 万 5,000 円の増額。

支出補正内容でございますけれども、営業費用、総係費で 8 万 5,000 円の増額でございます。水道使用料等の減免に伴う水道システム料金減免手数料を追加するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いします。

質疑ありませんか。

2 番 奥崎裕子 議員。

○2 番（奥崎裕子君） 議案第 49 号 令和 7 年度下川町一般会計補正予算（第 7 号）について質問します。

物価高騰対策支援券と物価高対応子育て応援手当の支給時期についてと、スーパープレミアム付商品券の販売時期について伺います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

市田副町長。

○副町長（市田尚之君） 奥崎議員からの質問にお答えいたします。

物価高騰対策支援事業の商品券でございますが、今のところ 2 月上旬には皆さまのところに順次発送の予定でございます。届きましてから約 6 か月以内ということもありますので、8 月中旬頃までを期間として想定してございます。

次に、物価高対応子育て応援手当の支給でございますが、これにつきましてはプッシュ型ということで、1 月末ぐらいに児童手当の口座への振り込みを予定してございます。

また、スーパープレミアム付商品券でございますが、先ほどもちょっと説明がありましたが、1 セット 5,000 円で 8,000 セット用意してございまして、一人当たり 4 セットまでということで、この販売時期につきましては 6 月頃を予定しておりまして、期間につきましては 6 月から 12 月までの使用期間というふうに想定してございます。以上でございます。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

3 番 小原仁興 議員。

○3 番（小原仁興君） 議案第 49 号 令和 7 年度下川町一般会計補正予算（第 7 号）について質問します。

先ほど…これが回答かなと思ったんですけど、総務費の商品券については 6 か月以内の使用期限と示されました。スーパープレミアム付商品券も 6 か月でしょうか 1 点です。

もう1点、農業用飲雑用水、また上下水道の水道料金の1か月減免ということで提案されました。これは何月分が対象になるのかお聞きします。

○議長（我孫子洋昌君） 市田副町長。

○副町長（市田尚之君） プレミアム付商品券の期間につきましては、同じく6か月以内として定めております。

なお、先ほど言っていた下水道、それから水道、あとは個別排水も含みますけども、これにつきましては12月の1か月分を1月請求の時に減免するというような内容でございます。なお、営農飲雑用水につきましては、先ほど説明にもありましたとおり7組合へというところにつきましては、これは交付金といたしまして、それぞれの組合へ一般の使用平均値、それから営農の分の平均値をもって人数分をそれぞれの組合へ交付するというような予定でございます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入りますので、議案番号を指定の上、お願いします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 8 会議案第 7 号「多面的機能支払交付金の再検討を
求める意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4 番 中田豪之助 議員。

○4 番（中田豪之助君） 会議案第 7 号 多面的機能支払交付金の再検討を求める意見
書について、提案趣旨を申し上げます。

農業は本町の基盤産業であり、農村や農地の保全は、洪水や土砂崩れを防ぎ、多様な
生物のすみかを提供し、景観の保全や地域伝統文化の継承など、数多くの多面的機能を
担っています。

しかし、本町では、少子高齢化、農村地域の過疎化により、多面的機能の維持・発揮
を図る地域の共同活動に支障が生じています。現行制度には北海道の実情にそぐわない
単価設定や要件があり、都府県と不公平が生じています。

国においては、北海道の実情に即した制度の確立を図り、農業・農村の多面的機能の
維持・発揮を支援するために、以下の事項について再検討を強く要望します。

一、令和 7 年度より拡充された環境負荷低減の取組要件の「長期中干しは 14 日以上
実施する」とありますが、冷涼な気候の北海道では、14 日の中干しは「根痛みによる収
量低下」や「地温低下による冷害」を招くおそれがあります。北海道においては、この
期間を短縮するなど、地域の気候条件に応じた柔軟な対応が必要です。

二、多面的機能支払交付金の単価は、耕地面積や集落面積が広い北海道において、都
府県よりも低く設定されています。地域の実情を踏まえ、単価を都府県と同等にするべ
きです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出するものです。

提出先は、衆・参両議院議長、内閣総理大臣、以下各大臣等となっております。

つきましては、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行
います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

- 議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

- 議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、会議案第7号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、会議案第7号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（我孫子洋昌君） 日程第9 「議員の派遣について」を議題といたします。
議会運営委員会から、12月26日に「興部町議会における議員のなり手不足解消に向けた取り組みについて」の調査のため、興部町へ議員派遣の申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。
したがって、本件については、休会中の議員派遣とすることに決定いたしました。
-

- 議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本定例会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和7年下川町議会定例会12月定例会議を閉会いたします。

午後3時40分 閉会

- 議長（我孫子洋昌君） 町長から申し出により、挨拶があります。

○町長（田村泰司君） 12月定例会議の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄大変御多用のところ、本定例会議に御出席を賜り、4日間の会議の中で議案等を精力的に審議賜り、全ての議案をお認めいただいたことに対し、心から感謝を申し上げます。

一般質問での御提言、そして審議中に頂きました御意見等を踏まえながら、今年度残された3か月余りの中でしっかりと執行するとともに、総合計画、新年度予算等に反映してまいり所存でございますので、変わらぬ御指導、御支援をお願い申し上げます。

特に福祉灯油等助成事業、そして追加提案をさせていただきました物価高騰対策支援事業、物価高対応子育て応援手当支給事業、それからスーパープレミアム付商品券事業、上下水道使用料等の減免など、物価高騰の影響を受けている町民の皆さまに速やかにお手元に届けられるよう準備を進め、実施してまいります。

結びに、議員各位、町民の皆さまには、今年も一年大変お世話になりました。ありがとうございました。引き続き、御指導、御支援賜りますようお願いを申し上げます。

これから慌ただしい年末年始となりますが、健康管理等に十分御留意いただき、御自愛されますことを祈念するとともに、迎える2026年、令和8年が皆さまにとって幸多い、実り多い年になりますことを念願し、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（我孫子洋昌君） 本日は、以上をもって散会とします。皆さんお疲れさまでした。